

城 山 地 区 防 災 計 画

目 次

I 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 計画の構成	1
3 計画の推進体制	1
4 組織編成	1
5 計画の修正	3

第2章 地区の概要

1 自然的条件（特徴）	4
2 社会的条件	4
3 地区の現状	4

第3章 防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件	5
2 建物被害	5
3 人的被害	5

第4章 地区住民・自主防災隊等の役割

1 地区住民	6
2 自主防災隊	6
3 避難所運営協議会	6
4 事業者	6
5 中高層・共同住宅管理者等	6

II 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	9
2 自主防災隊等の育成支援	9
3 自主防災隊等の編成と各班の役割	9
4 出火防止及び初期消火対策	14
5 災害危険の把握	14
6 中高層・共同住宅等の災害対策	14

第2章 災害に対する備え

1 基本方針	15
2 防災知識の普及・啓発	15
3 災害に備えた各家庭での取組	15
4 防災訓練の実施	16
5 防災資機材等の点検・管理	17

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制	18
---------------------	----

Ⅲ 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部等の活動

1 城山地区災害対策本部の設置	19
2 地区本部の活動	19
3 災害時の動員・連絡体制	19
4 情報の収集・伝達	19
5 災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ	20
6 地区本部の解散	22

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動及び水防活動	23
2 救出・救護・搬送	24
3 避難誘導	25
4 災害時要援護者対策	26
5 住民の安否確認	28
6 在宅避難者の把握・支援	28
7 避難所運営	28
8 ボランティアの活動	31
9 他組織との連携	32

I 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的

首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模広域災害が発生した直後には、状況にあわせて適切な避難行動を行う等、自分自身の命や身の安全を守る（自助）とともに、隣近所で協力して、生き埋めになった人の救出活動や要援護者の避難誘導を行う等、地域コミュニティでの相互の助け合い等（共助）が重要になっている。

また、東日本大震災においては、地震や津波によって多くの市町村職員が被災する等、本来被災者を支援すべき行政自体が被災してしまい、行政機能（公助）が麻痺した。

このように大規模広域災害時における「公助の限界」が明らかになるとともに、自助、共助及び公助がかみ合わないと、大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが認識された。

このため、本計画においても「自助」・「共助」の考え方を基本方針とするとともに、大地震、風水害及び雪害など様々な災害における地区の特性に応じた危険性を考慮し、発災時に市民や地域自らが対応できる体制づくりを推進することにより、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 計画の構成

城山地区防災計画（以下「計画」という。）は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）で構成する。

3 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、地域に密着した活動が不可欠なため、単位自治会ごとに組織されている単位自主防災隊が主体的に計画を推進する。

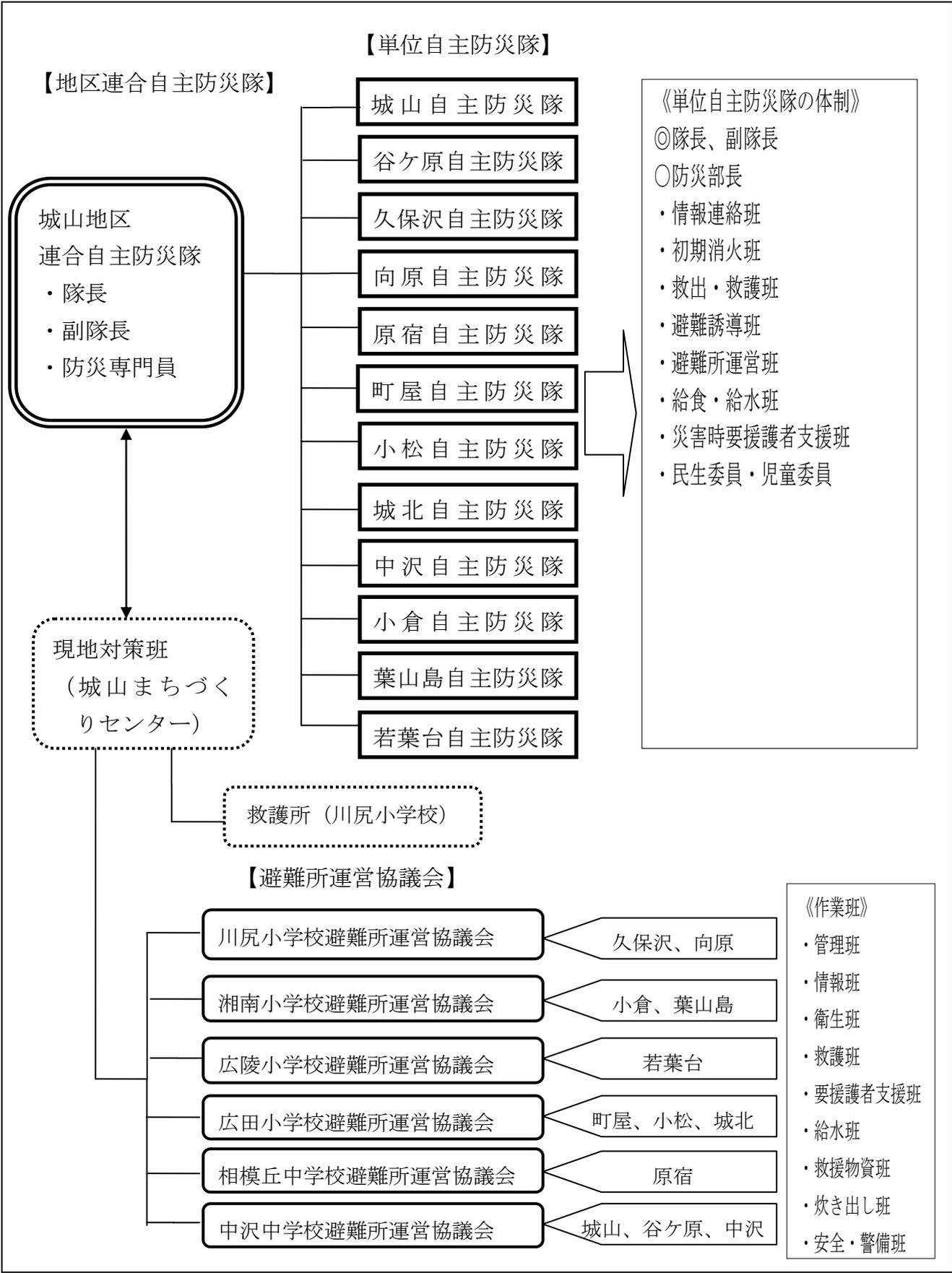
地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、城山地区自治会連合会を単位とした城山地区連合自主防災隊が計画推進を総括する。

災害時要援護者（高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者など）に対して効果的な避難支援活動を行うため、自主防災隊と民生委員・児童委員等との連携を強化する。

4 組織編成

計画を推進するための組織編成は、次のとおりとする。

城山地区組織編成図



5 計画の修正

この計画は、必要に応じて検討を加え、修正する。

また、多様な意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、災害時要援護者支援団体や地域企業等の参画を促進する。

計画修正（見直し）の基本方針

- ① 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、城山地区連合自主防災隊長の了解を得て修正し、まちづくり会議等へ報告することとする。
- ② 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議（報告）をしたうえで修正することとする。

第2章 地区の概要

1 自然的条件（特徴）

城山地区は、交通の利便性から橋本駅を起点とする生活圏となっており、地区の東部は、通勤・通学をはじめとした交通環境に恵まれ宅地化が進む一方、相模川や津久井湖、城山湖といった河川や湖、湖周辺の森林やその周辺に広がる里山などが残されており、都市化の進む地域と起伏に富んだ自然が並存した地区となっている。

地区の標高は約50～400mで、中心部は関東平野の一部である相模野台地にあり、また、北部は高尾山系に連なる山々や丘陵となっており、南部丘陵地には傾斜30度以上の斜面を持つ下倉川などが存在する。

2 社会的条件

(1) 人口

城山地区の人口は、平成27年4月1日現在（住民基本台帳）、23,694人となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.9%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が59.8%、高齢人口（65歳以上）が27.3%となっている。このうち、外国人の登録人口は162人であり、地区の人口の0.7%を占める。

(2) 交通

道路は、地域の中心部を国道413号が横断し、相模川沿いには県道511号太井上依知線が通っており、その他にも県道48号鍛冶屋相模原線、県道508号厚木城山線などがある。また、さがみ縦貫道路の相模原インターチェンジの開通、津久井広域道路の整備により、交通の利便性がさらに向上している。

3 地区の現状

(1) 土砂災害

久保沢地区の谷津川沿いの急傾斜地崩壊危険区域や、葉山島地区においては土石流の警戒が必要な区域があることから、土砂災害等の危険性について、土砂災害ハザードマップ等を用いて地区住民にさらに周知を図る必要がある。

(2) 浸水被害

相模川・串川沿いの低地や境川周辺の低地には、浸水被害を受けやすい場所があり浸水想定区域に指定されていることから、浸水被害等の危険性について、浸水（内水）ハザードマップ等を用いて地区住民にさらに周知を図る必要がある。

(3) 大雪被害

地区内には、大雪による通行規制が想定される路線もあることから、平成26年2月の大雪を教訓とした「大雪対応に係る検討結果報告書（相模原市）」を参考に、自助・共助の視点を踏まえた大雪への対応について地区住民にさらに周知を図る必要がある。

(4) 交通環境

さがみ縦貫道路相模原インターチェンジの開通により、地区の交通環境が大きく変化したことから、発災時における道路交通への諸対応が必要となっている。

第3章 防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件

防災アセスメント調査¹における想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

2 建物被害

城山地区地区での建物被害の想定は、次のとおりである。(冬 18 時) 単位：棟

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	8,057	341	51	7	1,185
西部直下地震	8,057	320	18	7	1,162
大正関東タイプ地震	8,057	6	0	2	164

3 人的被害

城山地区での人的被害の想定は、次のとおりである。単位：人

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東タイプ地震
冬 2 時	死者	23	20	0
	閉込者	117	110	2
	重傷者	29	27	0
	軽傷者	197	192	24
冬 18 時	避難者当日	973	881	53
	避難者 1 週間後	2,119	2,034	382

¹ 相模原市において、平成 26 年度に「相模原市防災アセスメント調査」を実施し、「東部直下地震」「西部直下地震」及び「大正関東タイプ地震」に関する相模原市域の地震における建物被害・人的被害を予測したもの。

第4章 地区住民・自主防災隊等の役割

1 地区住民

平常時には、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加する。

災害時には、近隣世帯が相互に協力して助け合うとともに、各防災関係機関・団体の行う災害対策活動に協力する。

2 自主防災隊

平常時には、地区内の危険箇所の把握等を行うとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携を促進させる等、地区全体の防災力を向上させる取り組みを実施する。

災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、初期消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の避難支援等を実施する。

3 避難所運営協議会

平常時には、施設管理者との間で、避難所として使用できる施設範囲を取り決めておくとともに、避難所の開設に必要な資機材の点検を行う。

災害時には、会長を中心として避難所運営の統括を行うとともに、相模原市災害対策本部緑区本部城山現地対策班（以下「現地対策班」という。）、各自主防災隊及び地区連合自主防災隊との連携を図る。

4 事業者

平常時には、管理する施設及び設備の耐震性の確保、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備を行うとともに、発災時に従業員のとるべき行動を明確にする。

災害時には、行政機関、地区住民及び自主防災隊等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

5 中高層²・共同住宅管理者等

平常時には、建物及び設備の耐震性の維持・確保、居住者の生活支援用設備・資機材の整備、共同住宅内の自主防災体制の整備などを行うとともに、周辺住民や自主防災隊等との連携強化に努める。

災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

² 高さが12メートル以上又は地階を除く階数が4以上の建築物（相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例）

区 分	平 常 時	災 害 時
地区住民	<p>ア 防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加する。</p> <p>イ 自主防災隊へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力する。</p> <p>ウ 災害時の連絡体制の把握及びルールづくりを進める。</p> <p>エ 常に災害に対する備えを怠らず、住居や建造物等の安全性を確保する。</p> <p>オ 非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備などの取り組みを実施する。</p> <p>カ 過去の災害の教訓を伝承する。</p>	<p>ア 近隣世帯が相互に協力して助け合い、情報の収集・発信、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努める。</p> <p>イ 事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう努める。</p> <p>ウ 避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。</p> <p>エ その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。</p>
自主防災隊	<p>ア 地区内の危険箇所、避難経路等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。</p> <p>イ 民生委員等との積極的な連携を図り、災害時要援護者等の把握や避難支援体制を確立する。</p> <p>ウ 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進する。</p> <p>エ 地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取り組みを実施する。</p>	<p>ア 情報の収集・伝達、救出・救護、初期消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の避難支援等を実施する。</p> <p>イ 現地対策班や避難所運営協議会等を通じて、避難所の開設状況等を把握し、必要な支援等を行う。</p>
避難所 運営協議会	<p>ア 避難所運営方法を検討する。</p> <p>イ 生活ルールを作成する。</p> <p>ウ 運営方法及び生活ルールに基づいた訓練を実施する。</p>	<p>ア 避難所の運営を行う。</p> <p>イ 現地対策班、自主防災隊及び地区連合自主防災隊との連携を図る。</p>

区 分	平 常 時	災 害 時
事 業 者	<p>ア 管理する施設及び設備の耐震性の確保に努める。</p> <p>イ 初期消火、救出・救護等のための資機材の整備に努める。</p> <p>ウ 従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄に努める。</p> <p>エ 従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保に努める。</p> <p>オ 従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。</p> <p>カ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にするよう努める。</p> <p>キ 地区住民及び自主防災隊等と連携して、地区における防災活動に参加するよう努める。</p> <p>ク その他、地区の「共助」に取り組むよう努める。</p>	<p>ア 行政機関、地区住民及び自主防災隊等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。</p>
中高層・共同住宅管理者	<p>ア 建物及び設備の耐震性の維持・確保に努める。</p> <p>イ 地震等による電気、ガス、上下水道、エレベータ等の停止を想定した、居住者の生活支援用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。</p> <p>ウ 周辺住民や自主防災隊等との連携強化に努める。</p>	<p>ア 居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。</p>

II 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

城山地区における大地震や風水害・雪害による被害等を最小限にとどめるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の考え方に基づく自主的な組織体制を作るとともに、地区の特性に応じた災害対策を講じ、災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊等の育成支援

地区連合自主防災隊は、地区防災活動の推進を図るため、以下のような育成支援を行う。

- (1) 自治会等を中心とした単位自主防災隊や避難所運営協議会の円滑な組織運営を推進する。
- (2) 単位自主防災隊の防災リーダーである防災部長や防災に精通した人材である防災専門員の活動を支援する。
- (3) 自主防災隊が災害時に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災隊等の編成と各班の役割

災害の規模や活動の状況等に応じて円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な役割に沿った組織編成とする。

- (1) 単位自主防災隊
ア 隊長等の役割

	平常時	災害時
隊長	<ul style="list-style-type: none">・組織の指揮総括・組織内の情報伝達体制の整備・防災訓練等の計画・実施・地区連合自主防災隊との連絡調整	<ul style="list-style-type: none">・地域内の災害情報の収集伝達・災害活動の指示・被災者、要救護者、災害時要援護者への支援・地区連合自主防災隊との連絡調整
副隊長	<ul style="list-style-type: none">・自主防災隊長の補佐	
防災部長	<ul style="list-style-type: none">・地域状況の把握・防災活動に係る各班への専門的・技術的指導・他の自主防災隊等との連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・地域の被害状況の把握・防災活動に対する具体的な指示による組織的活動の誘導

イ 隊の各班³の役割

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等	被害状況等を情報収集し、地区連合自主防災隊を通じて、現地対策班に連絡するとともに、住民に正しい情報を伝達
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制を構築	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得	周囲の人の協力を得ながら、負傷者等の救出・応急手当、負傷者の救護所への搬送などの救出・救護活動を実施
避難誘導班	避難経路の安全・危険要素をチェック	全員が安全に避難できるよう、避難者の安全を確保しながら避難誘導を実施
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得	給食・給水のルールを作り、秩序ある給食・給水活動を実施
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法の訓練を実施	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所を自主的に運営
災害時要援護者支援班	民生委員・児童委員等と連携し、要援護者の把握、支援方法を確立	民生委員・児童委員等や地域住民と協力し、要援護者の支援活動を実施

³ 各自主防災隊の実情を考慮し、複数の班を一つの班に集約するなどの運用も可能とする。

(2) 地区連合自主防災隊

ア 隊長等の役割

	平常時	災害時
隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊の総括 ・ 地区防災訓練等の計画・実施 ・ 地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり ・ 現地対策班等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊の総括 ・ 地区内の災害情報の収集伝達 ・ 災害活動に対する支援協力 ・ 現地対策班等との連絡調整
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合自主防災隊長の補佐 	
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災訓練等の計画・実施に係る指導・助言 ・ 防災活動に係る専門的・技術的な指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応に関する具体的な指示による組織的活動の誘導

イ 隊の役割

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の情報の収集・伝達訓練、単位自主防災隊を超えた地区防災訓練やイベント等を計画・実施 ・ 現地対策班や単位自主防災隊の活動内容を踏まえ、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に選任⁴した人員により、城山まちづくりセンターに設置した本部に参集し、現地対策班とともに、災害情報の収集・整理・伝達活動 ・ 単位自主防災隊や現地対策班を通じ、避難所運営協議会との連絡・調整を行うとともに、緊急に支援を必要とする地域に集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応

⁴ 単位自治会長は、自主防災隊長や避難所運営協議会の構成員となることが想定されるため、各自治会の実情に応じた人選を心掛けるものとする。

(3) 避難所運営協議会

班	平常時	災害時
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者と児童、生徒の引き渡し、留め置きへの対応の確認 ・避難所運営方法の検討 ・生活ルールの作成 ・検討した運営方法及び作成した生活ルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の居住区画の設定 ・避難所の共有区画の整理
情報班		<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成 ・現地対策班との連絡調整 ・避難者の入退所の管理、情報提供
衛生班		<ul style="list-style-type: none"> ・既設トイレの管理、仮設トイレの設置や管理 ・ごみや資源の集積場の設置 ・ペット同行者への対応
救護班		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護 ・救護所への搬送
要援護者支援班		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等への対応 ・在宅の要援護者に対する物資や情報の提供
給水班		<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水や生活水の確保 ・応急給水の要請
救援物資班		<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の管理、受入れ、要請 ・居住区画単位への配布
炊き出し班		<ul style="list-style-type: none"> ・食料管理、受入れ ・炊き出しの実施
安全・警備班		<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・夜間の巡回警備

(4) 避難所の鍵所持者 (※申請があった場合)

区分	学校門扉・避難所倉庫	体育館	学校玄関	職員室
避難所担当市職員 (責任者)	○	○	○	○
避難所運営協議会長	○	○※	—	—
自主防災隊	○	—	—	—

(5) 自主防災隊等の連携

単位自主防災隊、地区連合自主防災隊、避難所運営協議会及び現地対策班等は、災害時における城山地区全体の防災対策をさらに向上させるため、平常時から情報交換の機会を定期的に設けるなど、連携体制の強化を図るものとする。

また、総合的な防災対策に取り組むため、平常時から組織図の確認や通信訓練を行うなど、連携体制の強化を図るものとする。

(6) 地区の防災組織の期別活動モデル

<城山地区の期別活動モデル>

	時間の経過	被害の状況等	地域の防災組織の主な活動内容	活動指針
平常時			<ul style="list-style-type: none"> ・組織の充実 ・地域の状況把握 ・関連情報の提供、住民の意識啓発 ・防災訓練の実施 ・防災資機材等の整備 ・災害時要援護者の把握 ・他の防災関係組織との連携 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 組織の充実、備えの充実を図り、災害時の対応能力を高める </div>
災害時	初動期 ↓	災害発生 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生、家屋の倒壊、土砂災害 ・人的被害の発生 ・ライフラインへの被害、交通のマヒ ・避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・負傷者等の救出・救助 ・医療・救護活動 ・避難者の誘導 ・災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 近隣の安全を確保するための活動を率先して行う </div>
	緊急期 ↓	数時間後 <ul style="list-style-type: none"> ・延焼の拡大 ・ライフライン等の応急復旧作業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難所の運営・支援 	
害時	救援期 ↓	2～3日程度 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の鎮火 ・被害の鎮静化 ・ライフライン等の一部復旧～全面復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の収集と提供 ・避難所の管理運営 ・食料・飲料水等の支給 ・災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う </div>
	復旧期	1週間程度 <ul style="list-style-type: none"> ・長期避難対策の実施 ・各種機能の回復作業の実施 ・応急仮設住宅の供給手続きの開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の管理運営 <li style="text-align: center;">↓ ・避難所運営本部の解散 	

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止・初期消火への備え

ア 大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると消防力は大きく阻害されるとともに、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、次の事項に重点を置いて点検整備を行う。

① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓

② 可燃性危険物品等の点検

③ 感震ブレーカーや住宅用火災警報器の整備

④ その他建物等の危険箇所の把握

イ 初期消火に迅速に対応できるようにするため、次の消火資機材の整備を行う。

① 自主防災隊における可搬式小型消防ポンプ、スタンドパイプ等の整備

② 各家庭における消火器、簡易消火具等の整備

(2) 初期消火活動

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限されるため、自主防災隊をはじめとする住民自らが協力し、安全を確保しつつ、自宅や隣近所等の身近な場所における迅速な初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、地区連合自主防災隊は現地対策班等と連携し、次のとおり地区の防災に関する事項の把握を行い、それらを記載した防災情報マップの作成等に努めるなど、地区内における防災情報の有効活用を図る。

主な把握事項	主な把握方法
① 危険地域、区域等	① 相模原市防災アセスメント調査
② 地区の防災施設、設備等	② 相模原市地区別防災カルテ
③ 過去の災害履歴	③ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）

6 中高層・共同住宅等の災害対策

中高層・共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等の確保に努める。

また、感震ブレーカー等の設置などによる火災予防に努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区連合自主防災隊は、現地対策班等と連携を図り、地区住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

① 防災組織及び防災計画に関すること。
② 地震、火災、水災、雪害等についての知識に関すること。
③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
⑥ 住宅の安全対策に関すること（耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等）。
⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
⑧ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

① パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
② 講演会等の開催
③ パネル等の展示
④ 防災情報マップ等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間（7月第1土曜日から1週間）等の防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、各種イベント等の機会において随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

各家庭は、月に一度は「さがみはら1分間行動訓練」⁵や家族全員の防災会議を開くなど、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検・補充を随時実施する。

⁵ 大規模地震発生後の1分間で、落ち着いて適切な行動を取るための訓練（①身の安全の確保・②出口（避難路）の確保・③火の始末）

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次のような防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練方法は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練等とする。

(2) 個別訓練

ア 単位自主防災隊は、次の訓練を実施する。

① 情報収集・伝達訓練	⑤ 給食・給水訓練
② 消火訓練	⑥ 図上訓練[災害想像ゲーム(DIG)・クロスロードゲーム]
③ 避難訓練	
④ 救出・救護訓練	⑦ その他必要な訓練

イ 避難所運営協議会は次の訓練を実施する。

① 避難所運営訓練	② 図上訓練[避難所運営ゲーム(HUG)]
-----------	-----------------------

(3) 総合訓練

連合自主防災隊は、総合訓練を実施する。総合訓練は個別訓練を総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

連合自主防災隊は、住民の災害対応能力を高めるため、誰もが参加しやすい体験イベント型訓練を行うものとする。

(5) 図上訓練(DIG・クロスロードゲーム・HUG)

連合自主防災隊等は、実際の災害活動に備えるため、図上訓練を行うものとする。

図上訓練	内 容
災害想像ゲーム(DIG)	地区に災害が発生したことを想定して、入手した情報を踏まえ、災害の状況、予測される危険等を大きな地図に記入する訓練
クロスロードゲーム	災害時の切迫した状況下での判断・行動について、多様な考え方があること、そのような状況への備えに気づきあうための二者択一式ゲーム
避難所運営ゲーム(HUG)	避難者の事情に応じて、避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するか等避難所運営を模擬体験するゲーム

(6) 訓練実施計画及び時期回数

訓練実施者は、その目的、実施内容等を記載した訓練実施計画を作成する。また、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、必要数量を確保するとともに、定期的に点検を行う。

(1) 自主防災隊の装備品の目安

(300世帯の場合)

区分	品名	数量	区分	品名	数量
救助用 資機材	バール	5	救助用 資機材	コードリール	2
	丸太	5		担架	3
	梯子	3		車椅子	2
	のこぎり	5		救急セット	10
	たがね	10	情報伝達用 資機材	トランジスターメガホン	3
	金てこ	10		簡易無線機	1
	掛矢	3	初期消火用 資機材	消火器	30
	斧	3		バケツ	30
	スコップ	10	避難生活用 資機材	強力ライト	6
	つるはし	10		標旗・腕章	6
	なた	5		ロープ	1
	ペンチ	5		発電機	1
	鉄線切り	5		炊き出し釜（かまど付）	3
	大ハンマー	3		鍋	6
	片手ハンマー	5		給水タンク	10
	可搬ウインチ	1		テント	3
	チェンブロック	1		ビニールシート	100
	一輪車	2		燃料	-
	ロープ	2		仮設トイレ	3
	リヤカー	1		毛布	-
	ジャッキ	3		防災倉庫	1
	チェーンソー	3	非常用食料	-	
	投光機	2			

(2) 定期点検

市防災週間（7月の第1土曜日から1週間）等を目安に、全資機材の点検を行う。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者など（以下「災害時要援護者」という。）に対し、適切な避難支援、応急対応及び救援活動等ができるよう、日頃からの地域活動などを利用して、互いの顔が見える信頼関係づくりに積極的に取り組む。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への避難支援体制づくりについては、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿等の作成・更新

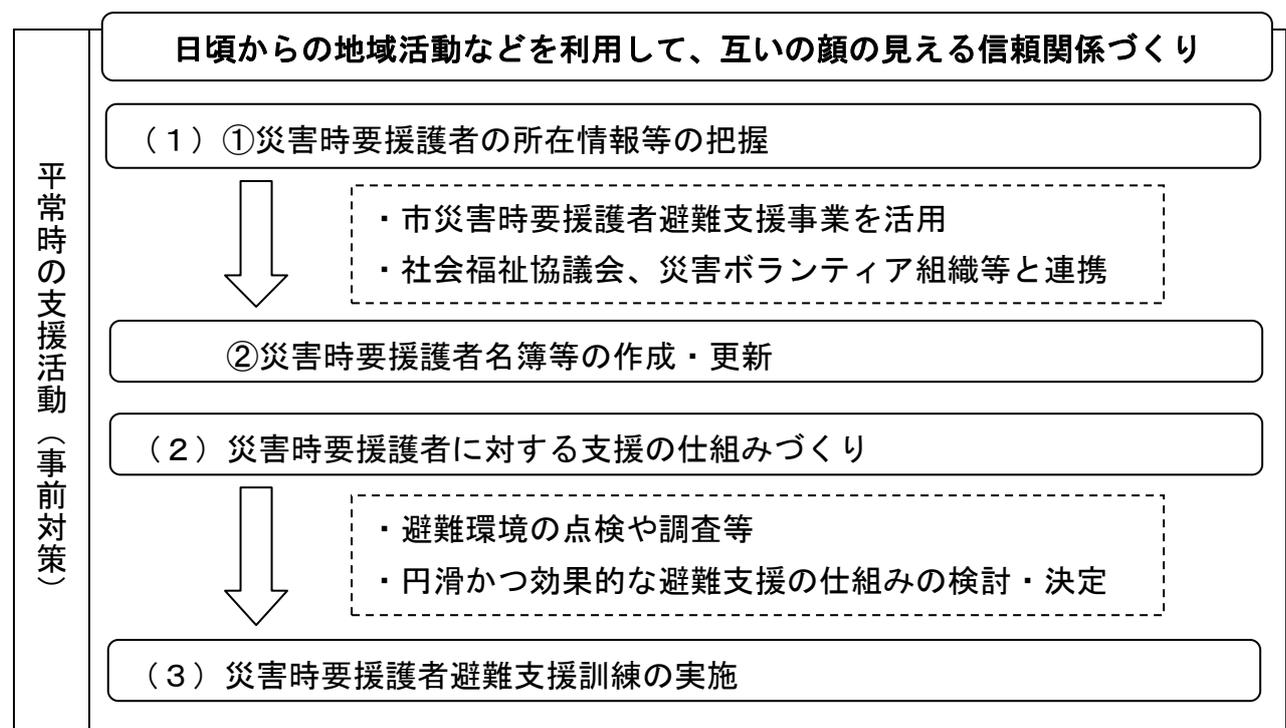
単位自主防災隊や民生委員・児童委員等（以下「支援組織」という。）は、災害時要援護者の所在情報等を把握するため、相模原市災害時要援護者避難支援事業を活用するとともに、社会福祉協議会、災害ボランティア組織等と連携し、災害時要援護者名簿等を作成する。また、把握した所在情報等については年1回程度の更新を行う。

(2) 災害時要援護者に対する支援の仕組みづくり

支援組織は、災害時要援護者の所在情報等の把握に加え、避難環境の点検や調査等を行い、災害時要援護者に対する円滑かつ効果的な避難支援の仕組み（情報伝達・安否確認・避難支援等の方法）を検討し決定する。

(3) 災害時要援護者避難支援訓練の実施

支援組織は、決定した避難支援の仕組みに基づき、単位自主防災隊が行う防災訓練等の機会に合わせ、要援護者自身の参加を得た避難支援訓練を実施するよう努める。



Ⅲ 応急対策計画(地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部等の活動

1 城山地区災害対策本部の設置

(1) 本部の構成

城山地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）は、城山地区連合自主防災隊で構成し、城山地区連合自主防災隊長が総括する。

(2) 地区本部の設置

地区本部は、相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、もしくは風水害・雪害等で特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合や、地区に甚大な災害被害が想定される場合、その他、城山地区連合自主防災隊長が必要であると認めた場合（市現地対策班と調整した後）に招集し、城山まちづくりセンター事務室内に地区本部を設置する。

また、地区本部を設置した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

① 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合	自動参集
② 東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合	
③ 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合	
④ 隊長が必要であると認めた場合（市現地対策班と調整した後）	隊長が招集

2 地区本部の活動

地区本部は、城山地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会や現地対策班との連絡・調整を行うとともに、風水害時は洪水時臨時避難場所等の状況把握に努める。

3 災害時の動員・連絡体制

地区本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、状況により動員が必要と認められるときは、各単位自主防災隊等に対して動員の依頼を行う。

4 情報の収集・伝達

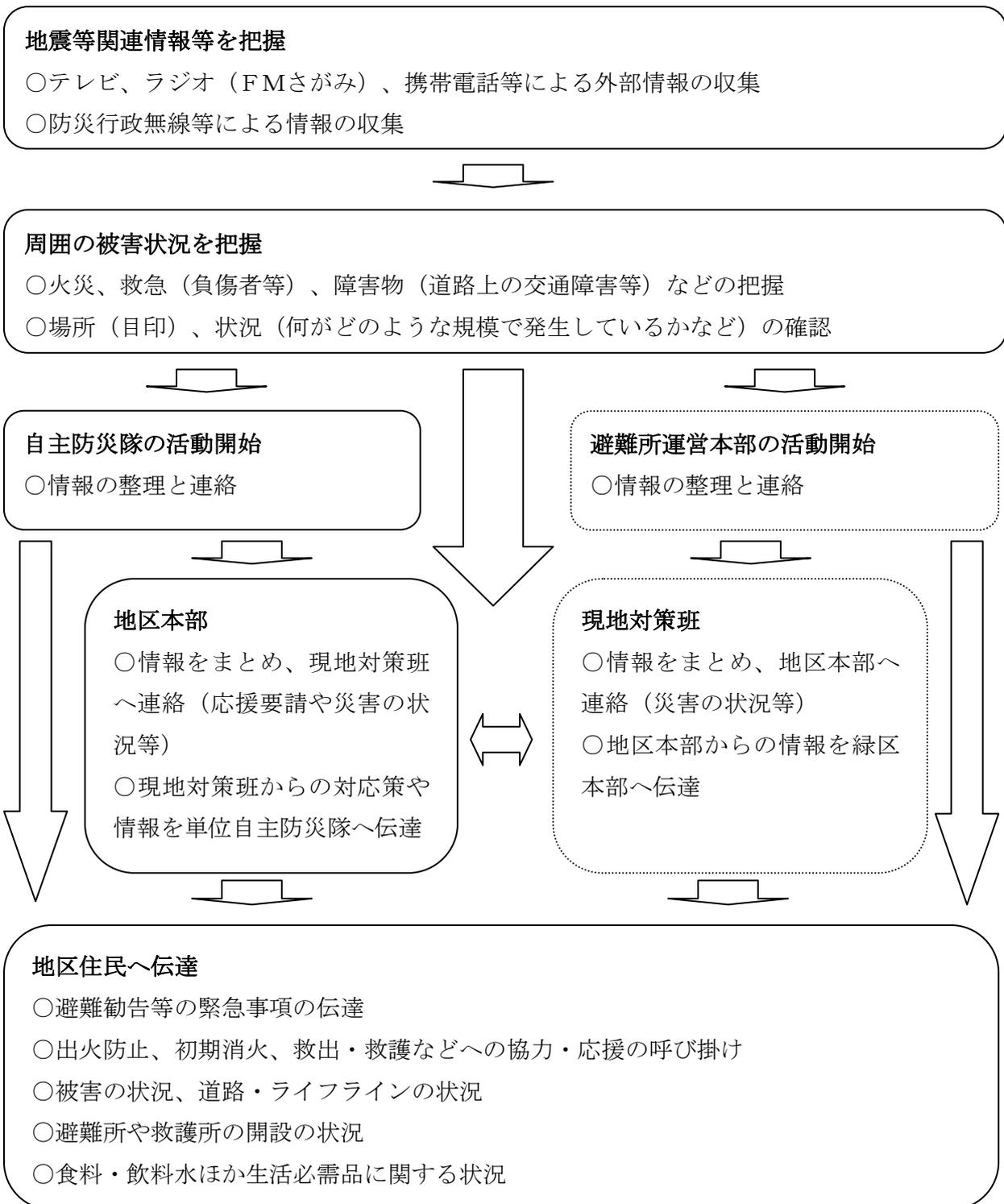
地区本部は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、次の方法により、情報の収集・伝達を行う。

・情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。

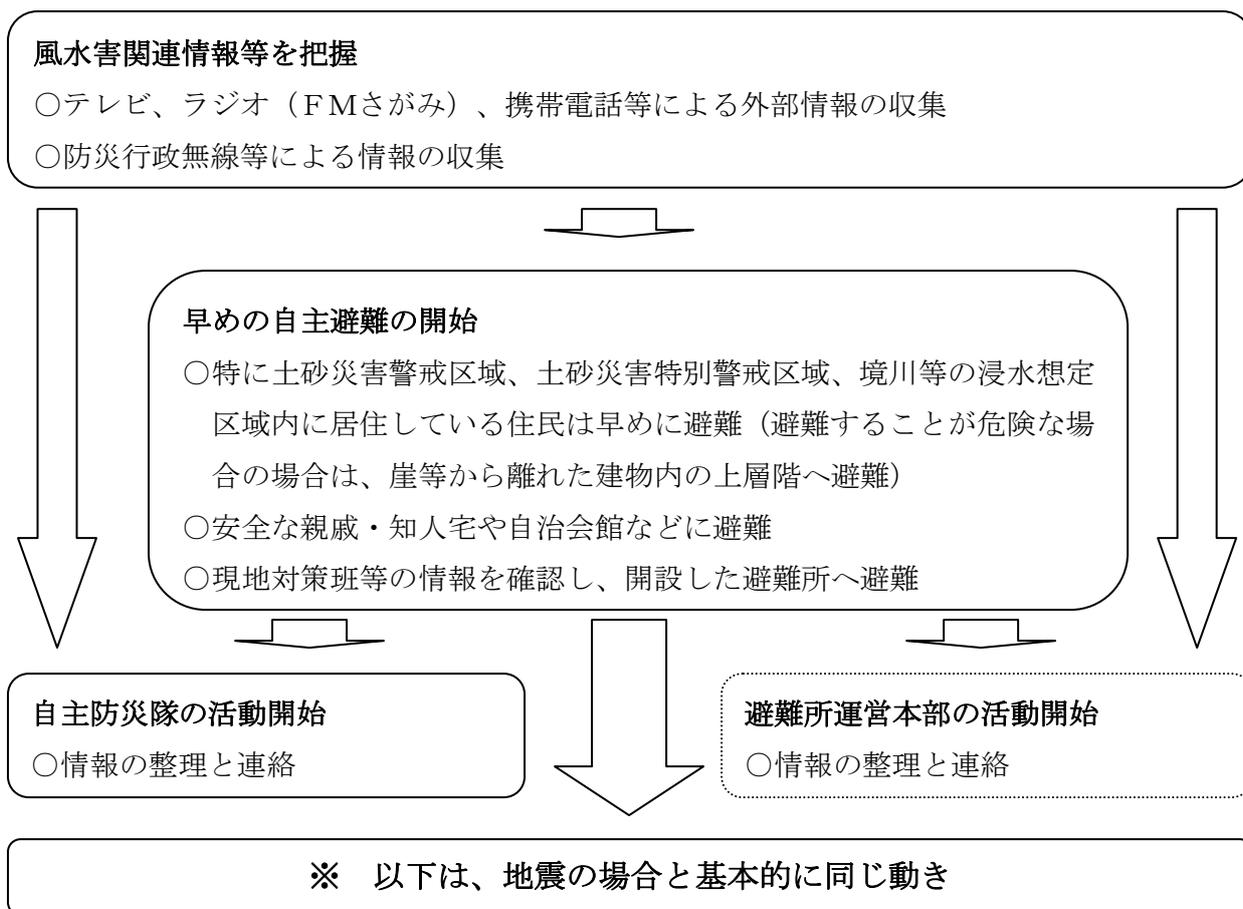
・情報収集・伝達方法は、簡潔明瞭なものとし、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」等の要領で行う。

5 災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ

(1) 地震の場合



(2) 風水害の場合



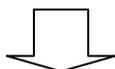
【市が発令する避難に関する情報】

種類	行動内容
避難準備情報	「避難に時間が必要な人」や「避難に際して介助が必要な人」は、家族や隣近所の人と協力して避難行動を開始する。 それ以外の人、家族との連絡や非常持ち出し品の確認など、避難行動の準備を行う。
避難勧告	あらかじめ決めておいた避難場所へ、避難行動を開始する。
避難指示	非常に危険な状況のため、避難をしていない人は、できるだけ安全な経路で大至急避難する。 避難場所へ避難することが困難な場合は、鉄筋コンクリート等堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなど、生命を守るための行動を行う。

(3) 雪害の場合

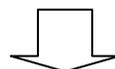
① 事前対策【概ね12月から翌年3月まで（冬季）】

- 家庭における大雪への備え（水、食料、応急医薬品、懐中電灯、ラジオ、雪かき用スコップ等の備蓄品の確認など）
- 地域における大雪への備え（地域に配備されている備蓄品の確認など）



② 降雪前の対策【降雪の数日前から雪が降り始めるまで】

- 雪害関連情報等を把握する（テレビ、ラジオ、防災行政用同報無線（ひばり放送）等）
- 不要不急の外出を避ける
- 必要に応じて事前に自主避難する（安全な親戚・知人宅や自治会館など）



③ 降雪中の対策【雪が降り始めてから雪が止むまで】

自主防災隊の活動開始
・情報の整理と連絡

地区本部

- 情報をまとめ、現地対策班へ連絡（応援要請や雪害の情報等）
- 現地対策班からの対応策や情報を単位自主防災隊へ伝達

現地対策班

- 情報をまとめ、地区本部へ連絡（雪害の情報等）
- 地区本部からの情報を緑区本部へ伝達

④ 降雪後の対策【雪が止んでから雪崩発生のおそれなくなるまで】

- 生活路・通学路の除雪（自治会・除雪ボランティアなど）

- 幹線道路、生活道路・通学路の除雪
- 雪捨て場の周知

6 地区本部の解散

地震、風水害・雪害等による災害発生のおそれなくなった場合、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合、もしくは風水害等で特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が解除され、応急対策が概ね終了したと認められる場合には、地区本部を解散する。

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動及び水防活動

(1) 初期消火等活動

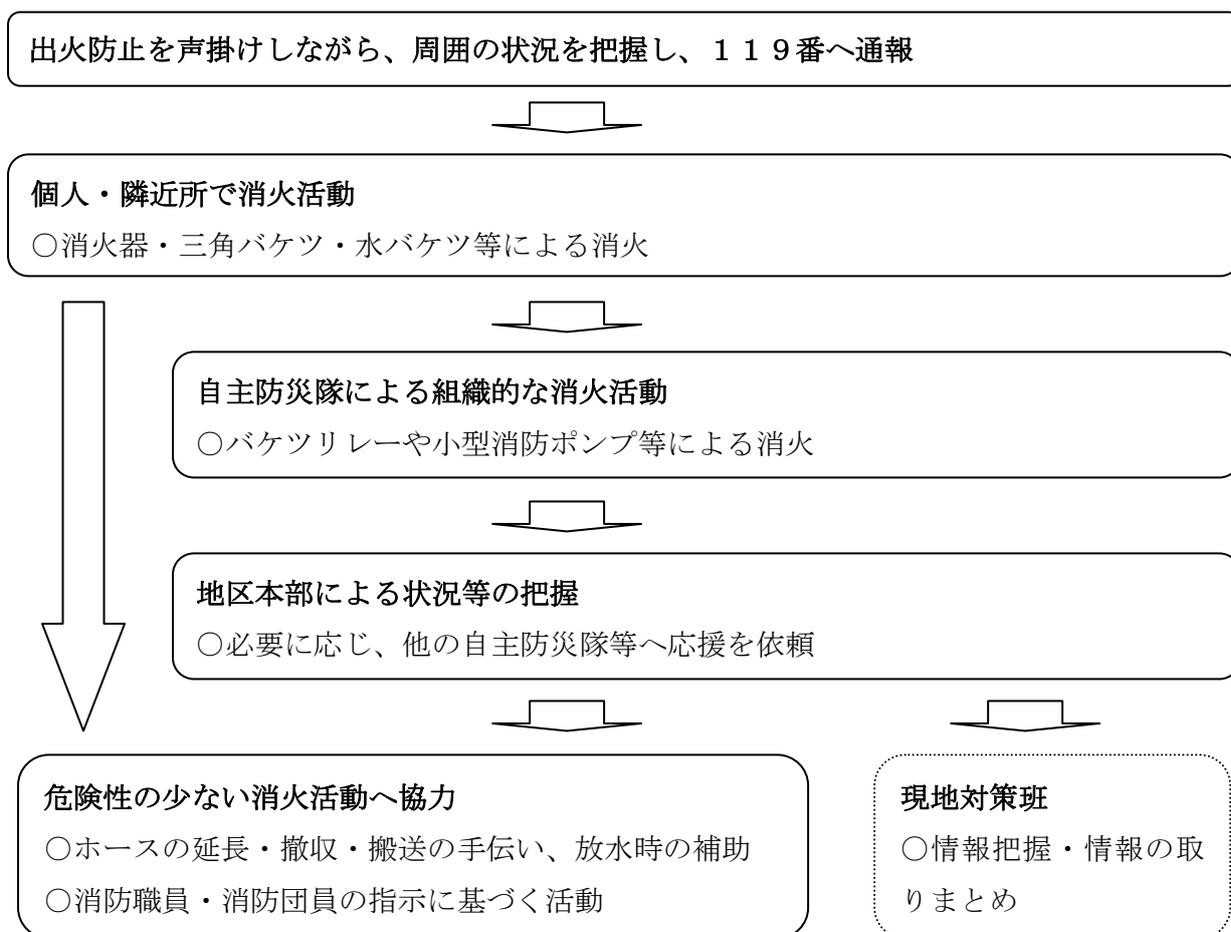
発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災隊等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災隊等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼び掛けるとともに、地区住民は、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が協力して初期消火に努めるものとする。

(2) 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため、地区住民及び自主防災隊等は、市消防団などが行う土のう積み等の水防活動に協力するよう努めるものとする。

(3) 初期消火活動の流れ



2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動における救命処置

救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

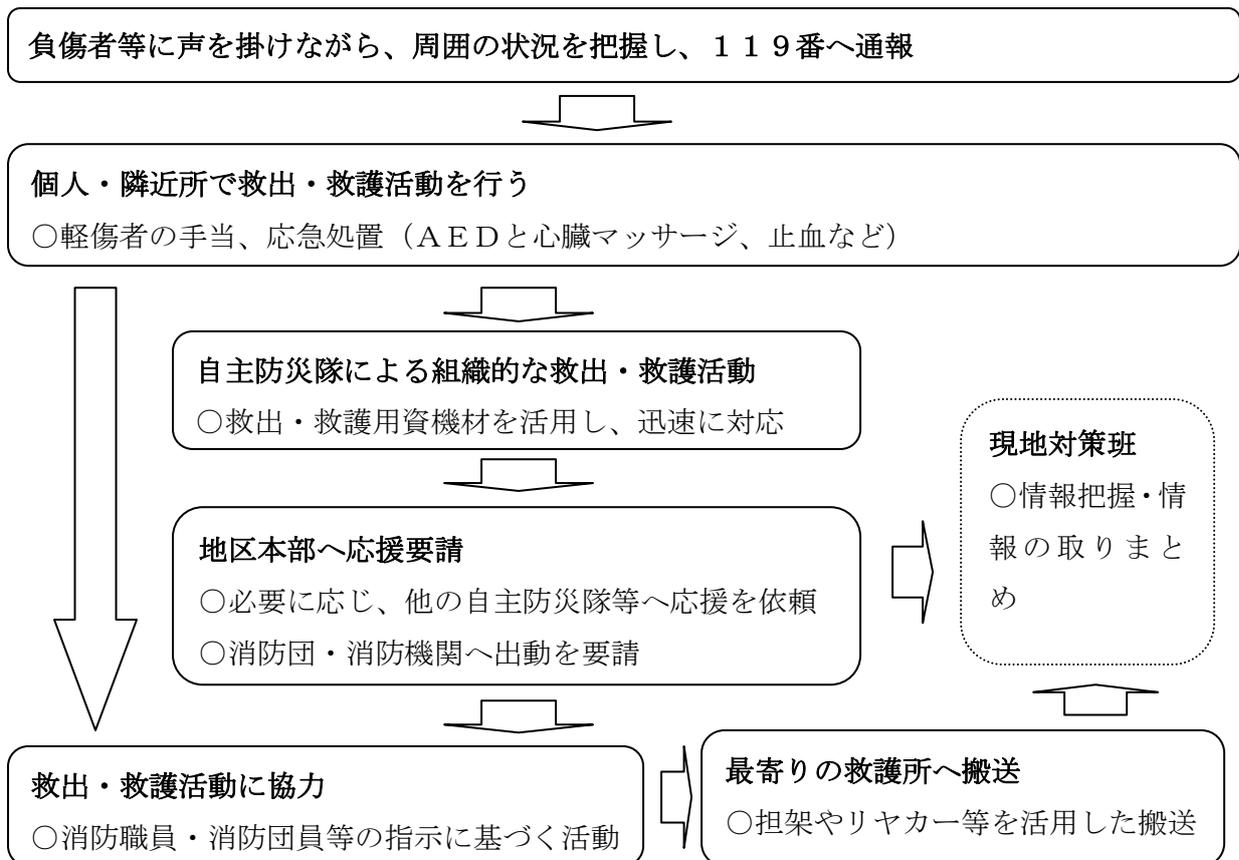
(3) 救護所等への搬送

負傷者が医師の手当を必要とするときは、救護所（川尻小学校）、拠点救護所（相模原北メディカルセンター）に搬送する。

(4) 医療機関等への連絡

救出・救護班は、消防機関による救出・救護が必要であると認めるときは、119番通報し、救急搬送等の出動を要請する。

(5) 救出・救護・搬送活動の流れ



3 避難誘導

災害が発生し、または発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

単位自主防災隊長は、市長から避難指示、勧告等が出たときは、現地対策班からの要請に基づき、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。また、地区連合自主防災隊長・単位自主防災隊長が避難の必要があると認めたときは、隊長は緑区本部及び現地対策班と協議の上、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

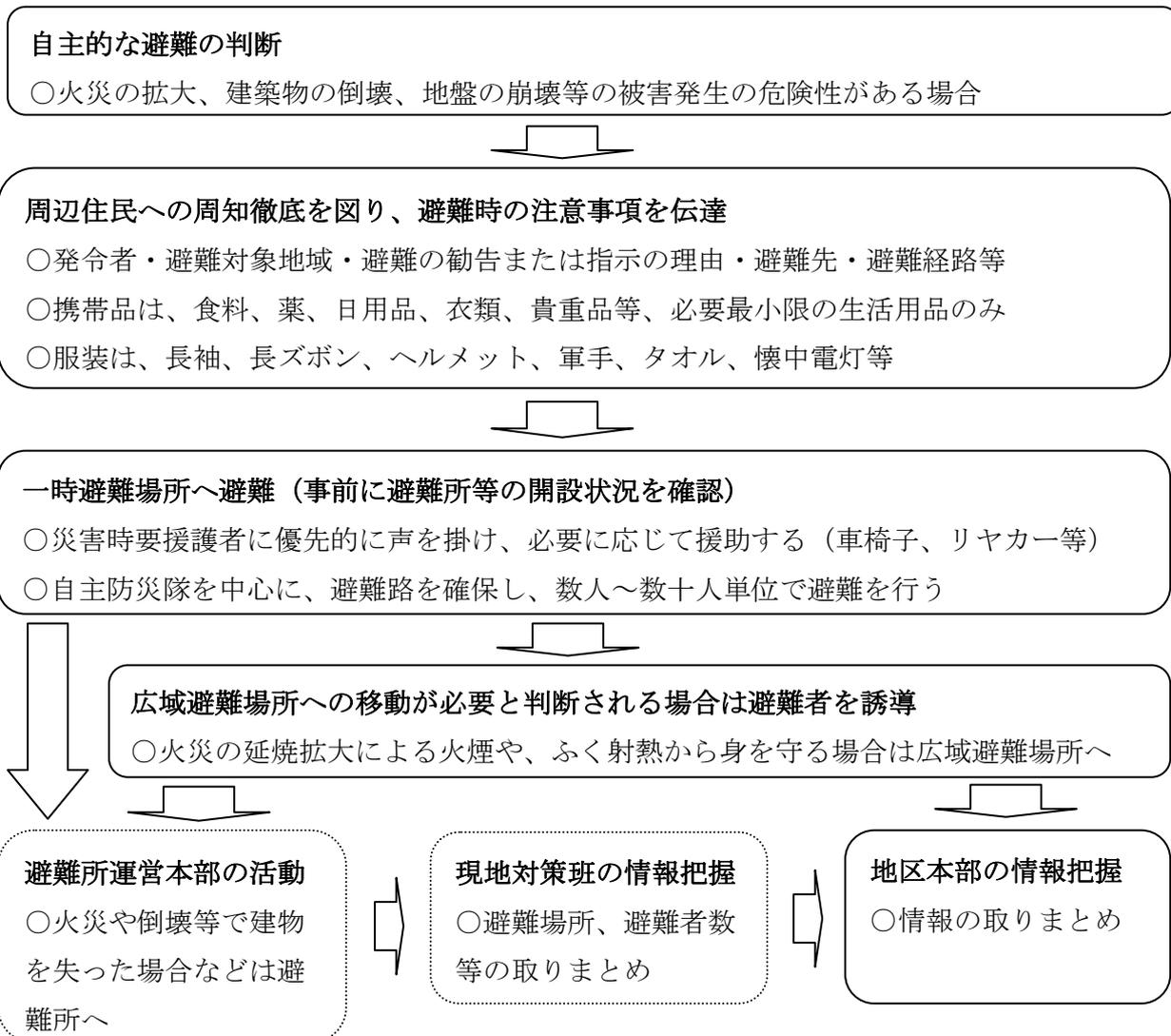
(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長の避難誘導開始の指示を受けたときは、適切な避難経路により、住民を避難場所に誘導する。

(3) 地区住民の安全確保

地区住民の安全を最優先とし、特に災害時要援護者に配慮しながら、安全な装備で避難誘導を行う。

(4) 避難誘導活動の流れ



4 災害時要援護者対策

災害時において、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害発生時の情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は被災家屋等の安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに、地区本部に報告する。

(2) 災害発生時等の避難支援活動

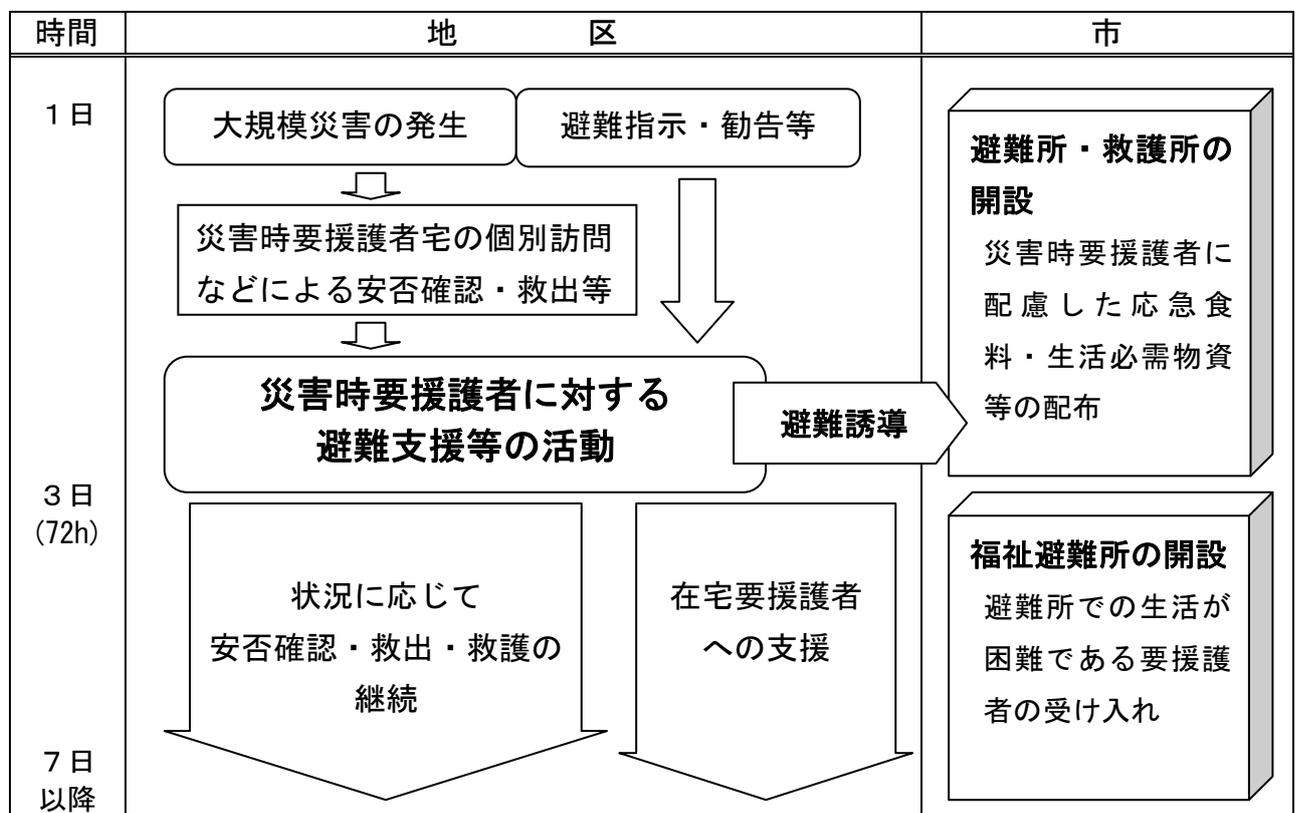
ア 支援組織は、市長から避難指示、勧告等が出たときは、支援組織の代表者による避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所まで誘導する。

イ 支援組織は、大規模災害が発生したときは、災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者に対する避難支援等の活動を積極的に行うこととする。

(3) 避難誘導の方法等

ア 発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

イ 避難場所については、安全を確認の上、指定された一時避難場所や避難所等へ速やかに誘導することとする。



(4) 災害時要援護者支援活動の流れ

災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否を確認

- 高齢者については、民生委員・児童委員等と協力し、所在情報をもとに主体的に確認を行う
- 身体・知的障害者については、民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認
- 保護者と離れた乳幼児等については、災害時要援護者支援班を中心に支援する



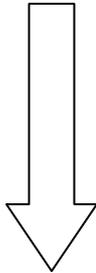
救出・救護、避難誘導の実施

- 単位自主防災隊、民生委員・児童委員等との連携により、主体的に救出活動を行い、避難所への誘導、援助を実施



地区本部に被災状況及び応援要請を連絡

- 情報を取りまとめて、現地対策班へ連絡する
- 必要に応じ、他の単位自主防災隊へ応援出動を依頼する



避難所運営本部において避難所の環境を整備

- 特別な援護が必要な災害時要援護者を把握
- 必要な情報を適切な方法で提供（音声、文字、手話等）
- 緊急物資等は優先的に提供
- 在宅の災害時要援護者へ支援



現地対策班の情報把握

- 情報を取りまとめて、地区本部へ連絡する

地区本部の情報把握

- 避難生活の状況や必要な支援等を取りまとめる



必要に応じて福祉避難所へ搬送

- 地区内のボランティアなどを活用し、福祉避難所へ災害時要援護者を搬送

5 住民の安否確認

地区内の自主防災隊は、民生委員・児童委員等と協力し、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、地区住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、地区本部に報告を行い、報告を受けた地区本部は、適時、現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

地区内の単位自主防災隊等は、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び地区本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

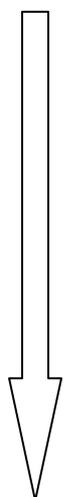
避難所運営協議会は、避難所運営本部を立ち上げる。

避難所運営本部は、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者全員が協力した避難所の運営を行う。

(1) 避難所運営活動の流れ

避難所運営本部の立ち上げ

- 避難所担当市職員の避難所開設への協力
- 避難所運営協議会の設置
- 作業班の編成（管理班、情報班、救護班、要援護者支援班、給水班、救援物資班、炊き出し班、安全・警備班等）
- ボランティア等との連携

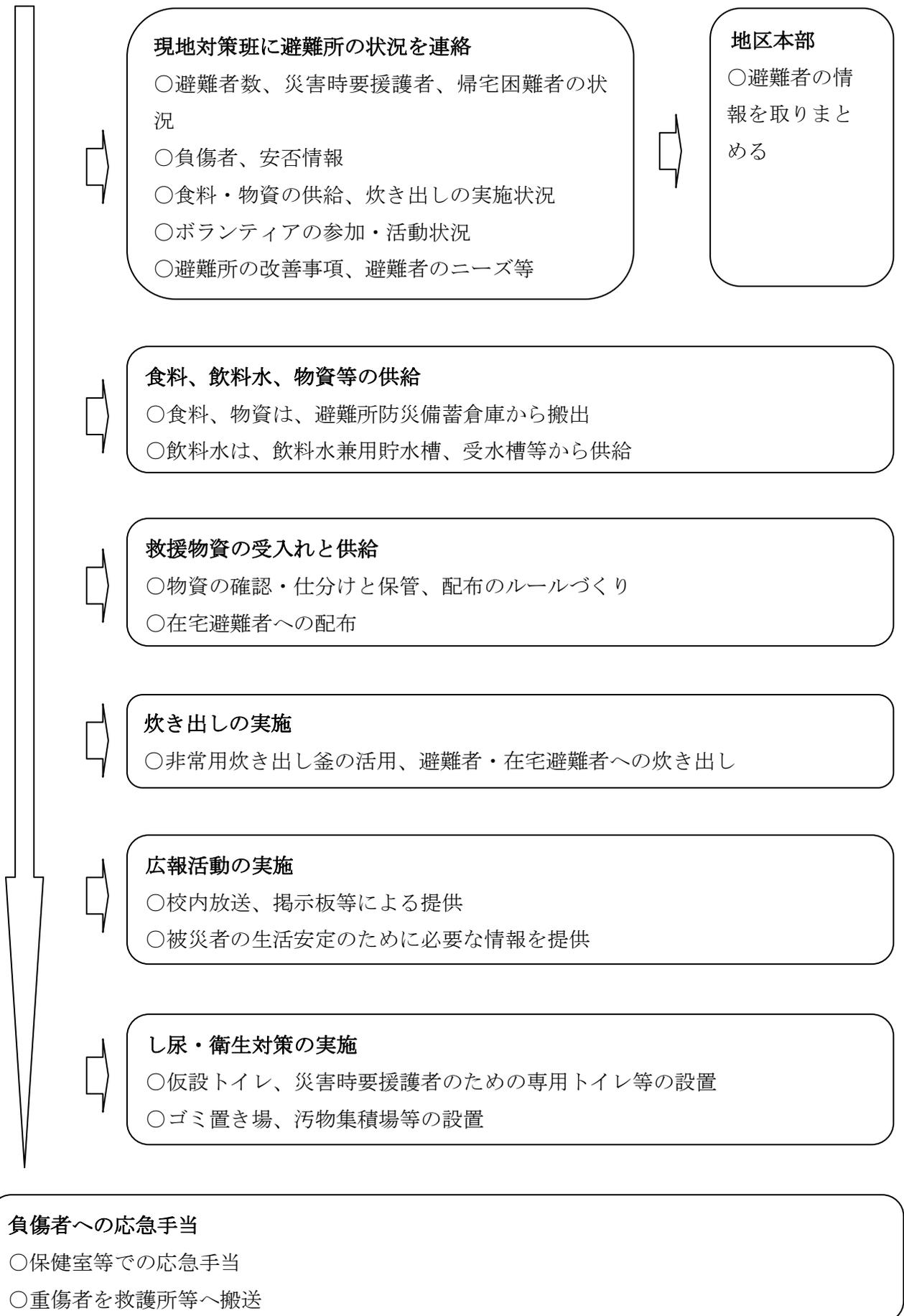


避難者の把握

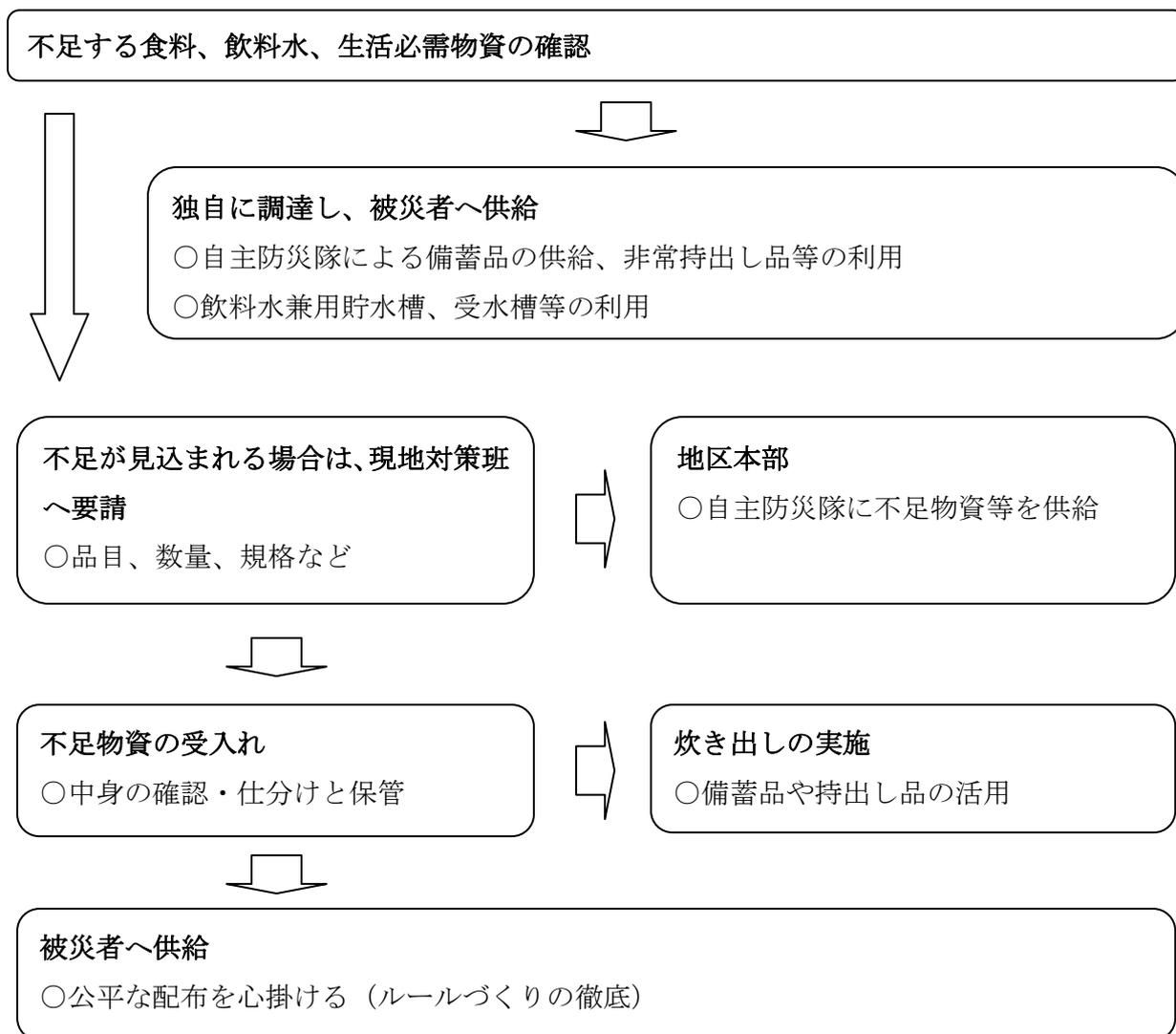
- 避難者名簿を作成（負傷者、災害時要援護者、帰宅困難者等）

避難者の班編成・居住区域を設定する

- 班編成と班員リスト、班代表者の決定
- 災害時要援護者には環境条件の良い場所を確保



(2) 給食・給水活動の流れ



8 ボランティアの活動

災害時におけるボランティア活動については、避難所運営本部、地区本部、現地対策班及び災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
② 福祉（手話通話、介護士）
③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
⑤ 通訳（外国語通訳）
⑥ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
⑧ その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

① 救援物資の整理、仕分け、配分
② 避難所の運営補助
③ 救護所の運営補助
④ 清掃
⑤ 災害時要援護者等の生活支援
⑥ 広報資料の作成
⑦ その他危険のない作業

9 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、地区内の他の防災関係組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災隊との連携強化</p>	<p>地区連合自主防災隊による総合的な連携の他、次のような協力体制の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災隊との連携（合同訓練の実施等） ○他地区の連合自主防災隊との相互協力・応援体制の強化
<p>市との協力関係の強化及び市の支援体制の活用</p>	<p>自主防災隊は、各種訓練や平常時の活動を効果的に進めるために、市との協力関係の強化を図るとともに、市の支援体制を有効に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自主防災組織変更届出書」を城山まちづくりセンター等に提出する。 ○自主防災訓練、防災研修会、事業所消防訓練などを実施する場合は、「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請する。 ○防災の専門家や関係機関の指導・助言を求める。 ○各補助制度等を有効に活用する。
<p>事業所との連携・協力体制の構築</p>	<p>平日の日中の時間帯への対応として、地域にある事業所との協力関係の構築を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊が実施する防災訓練への事業所の参加促進 ・事業所が実施する防災訓練への自主防災隊の参加促進 ○災害時における協力体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で編成する自衛消防隊への応援要請 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用
<p>協力を依頼する人達との取決め</p>	<p>医療関係従事者、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地区内に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを行う。</p>

城山地区防災計画策定協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会は城山地区防災計画策定協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、城山地区防災計画の策定に際し、城山地区の防災活動の方向性等について、会議等で検討し、その結果を計画書としてとりまとめ、同地区における隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動により、防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。
- 3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 本協議会に、会長1人及び副会長1人を置くものとし、構成員の互選により選出する。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期によるものとする。
- 3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第6条 会議は原則非公開とし、会長が必要と認める場合に限り、公開とすることができる。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、相模原市危機管理局及び緑区役所城山まちづくりセンターに置く。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年2月24日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	人数	役 職	選 出 団 体
地域関係	3名	会 長	城山地区自治会連合会
保健福祉関係	2名	委 員	城山地区自治会連合会
産業経済関係	1名	委 員	城山地区自治会連合会
消防関係	1名	委 員	城山地区民生委員児童委員協議会
防犯・防災関係	3名	委 員	城山地区シニアクラブ連合会
教育関係	1名	委 員	城山商工会
計	11名	委 員	相模原市消防団北方面隊
		副会長	城山地区連合自主防災隊防災専門員
		委 員	城山地区連合自主防災隊防災専門員
		委 員	安全・安心まちづくり推進協議会城山支部
		委 員	市PTA連絡協議会城山ブロック

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成26年11月	策定協議会構成員の選任等
第1回計画策定協議会	平成27年 2月	検討内容等
第2回計画策定協議会	平成27年 4月	検討内容等
第3回計画策定協議会	平成27年 5月	検討内容等
第4回計画策定協議会	平成27年 6月	検討内容等
第5回計画策定協議会	平成27年 7月	検討内容等
第6回計画策定協議会	平成27年 9月	検討内容等
第7回計画策定協議会	平成27年10月	検討内容等
まちづくり会議	平成27年11月	城山地区防災計画の策定
地区自治会連合会議	平成27年11月	城山地区防災計画の説明